

○飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金支給要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第31号

改正 H24-275

(目的)

第1条 この告示は、国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人など、年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、障がい基礎年金等を受けることができない重度心身障がい者に対し、飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金(以下「給付金」という。)を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい基礎年金等 国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する障がい基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障がい年金、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に規定する障がい厚生年金、昭和60年改正法第2条の規定による改正前の厚生年金保険法に規定する障がい年金及び法律によって組織された共済組合の支給する障がい共済年金その他国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第28条に規定する障がいを支給事由として給付される年金をいう。

(2) 重度心身障がい者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障がい者手帳で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる級別が1級若しくは2級の記載のあるものの交付を受けた者又は療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生事務次官通知)別紙「療育手帳制度要綱」により、障がいの程度がAの記載のある療育手帳の交付を受けた者をいう。

(支給対象者)

第3条 市長は、給付金を、本市に住所を有する重度心身障がい者のうち、次の各号のいずれかに該当するもので障がい基礎年金等の受給資格がないもの(以下「給付対象者」という。)に支給する。

- (1) 昭和57年1月1日前に満20歳に達していた外国人(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録された外国人住民をいう。)又は外国人であった者で同日前に重度心身障がい者であったもの又は同日以後に重度心身障がい者となったが障がい発生原因の初診日が同日前に属する者のうち昭和57年1月1日現在、日本国内で居住地登録をしていた者(ただし、アメリカ合衆国国籍を有していた者で当該初診日が20歳以降にあるものを除く。)

(H24-275一改)

- (2) 年齢満20歳以上の者で次のいずれかに該当するもの

ア 障がい発生原因の初診日において、厚生年金被保険者又は共済組合の組合員であった者であって、障がい認定日(初診日から起算して1年6月を経過した日。その期間内に傷病が治った場合においては、その治った日とする。)が昭和61年4月1日以前にあり、当該初診日の属する月の前月までの厚生年金被保険者期間が6月未満又は法律によって組織された共済組合の組合員期間が1年未満であったため、障がい基礎年金等の受給資格を得られなかった者(ただし、国民年金被保険者期間のうち、保険料納付済期間若しくは保険料免除期間以外の被保険者期間又は昭和60年改正法第1条の規定による改正前の国民年金法附則第6条第1項の規定により、国民年金の被保険者となることができた者が、同項に規定する申出を行わなかったため、国民年金の被保険者とならなかった期間を有することにより、昭和60年改正法による改正前の厚生年金保険法第47条第4項(同項の規定に相当する共済年金等各法の規定を含む。)に該当するものを除く。)

イ 国民年金法第35条第2号及び厚生年金保険法第53条等(障がい程度の軽減による失権の規定)により失権したが、その後に障がいが重くなった者

ウ 昭和61年4月1日前の海外滞在中に障がい発生原因の初診日があり、障がい基礎年金等の受給資格が得られなかった者

(支給の制限)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。

- (1) 公的年金を受給しているとき。
- (2) 生活保護を受給しているとき。
- (3) 前年の所得が、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第5条の4に規定す

る額を超えているとき。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、年額18万円とする。

(支給申請等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、在日外国人等障がい者福祉給付金支給(更新)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に公的年金未受給状況等申立書(様式第2号)を添付して市長に申請しなければならない。

2 次条の規定により給付金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、その翌年度以降の分について、毎年6月1日から同30日までに申請書により市長に給付金支給の更新申請をしなければならない。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、支給要件について審査し、その結果を在日外国人等障がい者福祉給付金支給(決定・却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支給期間及び支払期月)

第8条 給付金の支給は、第6条第1項の申請があった日の属する月の翌月から始め、給付金の受給権が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 市長は、毎年4月、8月及び12月に受給者にそれぞれ前月までの給付金の支給額を支給する。

(届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに在日外国人等障がい者福祉給付金支給要件変更届(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

(1) 第11条第1項第1号から第3号までに該当したとき。

(2) 住所又は氏名を変更したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公的年金、生活保護の受給状況その他給付金の支給要件に係る事由に変更があったとき。

(支給の停止等)

第10条 市長は、受給者が第4条第3号の規定に該当するときは、当該年度の4月分から3月分までの給付金の支給を停止する。

2 市長は、受給者が第6条第2項の更新の申請をしないときは、当該年の4月分から給付金の支給を停止する。

3 前2項の規定により給付金の支給を停止するときは、在日外国人等障がい者福祉給付金支給停止通知書(様式第5号)により受給者に通知するものとする。

(受給資格の喪失等)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該至った日に給付金の受給資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第4条第1号又は第2号の規定に該当するとき。

2 市長は、受給者が前項の規定により給付金の受給資格を喪失したときは、在日外国人等障がい者福祉給付金受給資格喪失通知書(様式第6号)により受給者(受給者が死亡した場合にあっては、第9条の規定により死亡した旨を届け出た者)に通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、在日外国人等障がい者福祉給付金返還戻入通知書(様式第7号)により、当該受給者に対し支給した給付金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- (1) 重複して給付金を受給したとき。
- (2) 前2条の規定による受給権の停止又は喪失以後に給付金を受給したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により給付金を受給したとき。

(未支給の給付金)

第13条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名でその未支給の給付金の支給を請求することができる。

2 未支給の給付金を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。

3 未支給の給付金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額をしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

4 未支給の給付金を受けようとする者は、在日外国人等障がい者福祉給付金未支給金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

5 前項の請求があったときは、市長は支給の適否を決定し、在日外国人等障がい者福祉給付金未支給金決定・却下通知書(様式第9号)により、請求者に通知するもの

とする。

(譲渡及び担保の禁止)

第14条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(備付書類)

第15条 市長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。

(1) 在日外国人等障がい者福祉給付金支給申請処理簿(様式第10号)

(2) 在日外国人等障がい者福祉給付金受給者台帳(様式第11号)

(3) 在日外国人等障がい者福祉給付金支給記録簿(様式第12号)

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る給付金の支給に適用し、同日前に係る給付金の支給又は福祉手当の支給については、なお合併前の飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金支給要綱(平成6年飯塚市)、穂波町在日外国人福祉手当支給要綱(平成7年穂波町)、筑穂町在日外国人福祉手当支給要綱(平成7年筑穂町公布第31号)又は顛田町在日外国人福祉手当支給要綱(平成7年顛田町告示第17号)(次項においてこれらを「合併前の要綱等」という。)の例による。

(経過措置)

3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱等の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年7月27日 飯塚市告示第275号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金支給要綱の規定は、平成24年7月9日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

(H24-275一改)

在日外国人等障がい者福祉給付金支給(更新)申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金支給要綱第6条の規定により、関係書類を添えて(更新)申請します。なお、支給決定の場合は、請求に関する権限を飯塚市社会・障がい者福祉課長に委任します。

受給者申請者	住所	飯塚市			
	ふりがな		性別	男・女	
	氏名				
	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	日本名				
職業		電話	—		
世帯構成	氏名	生年月日	受給者との続柄	職業	
前年の所得状況	区分	給与所得	給与所得以外の所得	合計	備考
	対象者本人				
	配偶者				
	扶養義務者				
振込先	銀行名	銀行・金庫・農協			支店
	口座番号	普通・当座	名義		

- (添付書類)
- 1 住民票の写し
 - 2 本人に前年の所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市民税課税証明書等の書類
 - 3 公的年金未受給状況等申立書

公的年金未受給状況等申立書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

申請者氏名

次のとおり、相違ありません。また、飯塚市が次の事項について、調査を行うことに同意します。

無年金となつた理由	(1) 昭和57年の年金制度改正時に日本国籍を有していなかったため (2) 年金受給後の障がい程度軽快による失権のため (3) 昭和61年3月以前の海外滞在中の障がいのため (4) 厚生年金等への加入直後の障がいのため		
国籍	(上記(1)の方のみご記入ください。)		
国民年金の加入状況	① 加入している(年 月～) ② 加入していない		
年金手帳の記号番号			
国民年金以外の年金の加入状況	① 加入している(いた) ② 加入していない		
加入期間	年 月～ 年 月(年金)	年 月～ 年 月(年金)	
現在の障がいになった時期	年 月 日	障がい原因の初診日	年 月 日
障がい名			等級
障がいの原因等	事故・疾病()・その他()		
身体障がい者(療育)手帳番号	福岡県()第 号		
手帳の交付を受けた時期	年 月 日		
現在までに公的年金を請求したことが	① ある(年金)・② ない		
請求した結果	①却下された ②現在受給中 ③受給したがその後失権した ④まだ結果がでていない ⑤一時金として受けた		
現在の年金額	年額 円(受給している方のみ記入してください。)		
生活保護受給の有無	無・有(年 月から)		

※ 無年金となった経過がわかる書類を添付の上提出してください。

様式第3号(第7条関係)

在日外国人等障がい者福祉給付金支給(決定・却下)通知書

年 月 日

様

飯塚市長

印

年 月 日付けで申請のあった飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	決 定 ・ 却 下	認 定 通 知 番 号	第 号
氏 名	(日本名)	男 ・ 女	年 月 日生
住 所	飯塚市		
決 定 年 月 日	年 月 日	支 給 開 始	年 月
支 給 額	月額 円		
却 下 の 理 由 (支給しない理由)			
備 考			

様式第4号(第9条関係)

在日外国人等障がい者福祉給付金支給要件変更届

年 月 日

(あて先)飯塚市長

在日外国人等障がい者福祉給付金の
 受給資格について変更があった
 受給資格者が死亡した
 ので、飯塚市在
 日

外国人等障がい者福祉給付金支給要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

受届 給出 者者	住 所	飯塚市		
	氏 名		認 定 番 号	第 号
	日 本 名		受給者との続柄	
受給 の場 合 受給 者死 亡	住 所	飯塚市		
	氏 名	(日本名)		
	死亡年月日	年	月	日
変 更 事 項	(1) 氏名又は住所の変更 変更後の住所 変更後の氏名			
	(2) 要綱第 条各号に該当するに至った理由			
	(3) 障がいの変更・追加			
	(4) その他			
	変更年月日	年	月	日

様式第5号(第10条関係)

在日外国人等障がい者福祉給付金支給停止通知書

年 月 日

様

飯塚市長 印

飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金支給要綱第10条の規定により、飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金の支給を次のとおり停止します。

受給者	住 所	飯塚市	認定番号	第 号
	氏 名	(日本名)		
停止理由				
停止期間	年 月分から 年 月分まで			
備 考				

様式第6号(第11条関係)

在日外国人等障がい者福祉給付金受給資格喪失通知書

年 月 日

様

飯塚市長 印

(受給資格の喪失・死亡)により飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金の支給を次のとおり終了しますので通知します。

受給者	住所	飯塚市	認定番号	第 号
	氏名	(日本名)		
受給資格喪失の内容	受給資格喪失 年 月 日 死亡			
支給最 終の月	年 月分まで支給します。			
備考	受給者が死亡した場合は、死亡の当時その者と生計を一にしていた遺族は、未支給給付金を受けることができますので在日外国人等障がい者福祉給付金未支給金請求書を市長あてに提出してください。			

様式第7号(第12条関係)

在日外国人等障がい者福祉給付金返還戻入通知書

年 月 日

様

飯塚市長

印

次の金額について、別添納付書により返還してください。

	認定番号	第 号
返 還 ・ 戻 入 額	円 ただし、飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金 年 月～ 年 月分返還金として	
期 限	年 月 日まで	
返 還 理 由		

様式第8号(第13条関係)

在日外国人等障がい者福祉給付金未支給金請求書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金の未支給分を飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金支給要綱第13条の規定により請求します。

受給者	氏名	(日本名)		
	死亡年月日	年 月 日	認定番号	第 号
請求者	住所	飯塚市		
	ふりがな	()		
	氏名	(日本名)		
	生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
	受給者との続柄			
請求額	円(年 月分～ 年 月分)			

私が飯塚市から受ける飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金の未支給分を次の口座に振込願います。

振込先金融機関名	銀行・金庫・農協			店
預金種別	普通・当座	口座番号		
ふりがな	()			
口座名義				

様式第9号(第13条関係)

在日外国人等障がい者福祉給付金未支給金 決定 通知書
却下

年 月 日

様

飯塚市長 印

年 月 日付けで請求のありました飯塚市在日外国人等障がい者未支給福祉給付金の支給につきましては、次のとおり 決定 却下 したので通知します。

1 決 定

受給者	氏名	(日本名)		
	死亡年月日	年 月 日	認定番号	第 号
請求者	住所	飯塚市		
	ふりがな	()		
	氏名	(日本名)		
	生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
	受給者との続柄			
支給金額	円(年 月分～ 年 月分)			

2 却 下(却下理由)

--

様式第11号(第15条関係)

在日外国人等障がい者福祉給付金受給者台帳

認定番号 第 号

受給者	氏名	(フリガナ)	住	飯塚市 (電話 ー)								
		(日本名)	所	飯塚市 (. . 変更) (電話 ー)								
	名	(フリガナ)	障がい	手帳番号	福岡県()第 号	等級						
		(日本名)(. . 変更)	障がい名									
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	国籍	職業						
決定年月日	年 月 日	支給開始年月	年 月	支給終了年月	年 月							
支給額	月額 円	月額 円(. . 変更)	月額 円(. . 変更)	月額 円(. . 変更)	月額 円(. . 変更)							
喪失(死亡等)年月日	年 月 日	喪失理由										
支給停止の状況	期間	理由										
	年 月 日～ 年 月 日											
	年 月 日～ 年 月 日											
	年 月 日～ 年 月 日											
世帯構成	氏名	生年月日	続柄	職業	所得状況	区分	年度			年度		
						本 人	給与 円	その他 円	計 円	給与 円	その他 円	計 円
						配偶者	円	円	円	円	円	円
						主たる扶養義務者	円	円	円	円	円	円
						区分	年度			年度		
						本 人	円	円	円	円	円	円
						配偶者	円	円	円	円	円	円
						主たる扶養義務者	円	円	円	円	円	円
備考	振込先	銀行 金庫 農協 店										
	種別	普通・当座	口座番号									

様式第12号(第15条関係)

在日外国人等障がい者福祉給付金支給記録簿

区 分		年度	年度	年度	年度	年度
8 月 期	支 払 金 額	円	円	円	円	円
	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
12 月 期	支 払 金 額	円	円	円	円	円
	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
4 月 期	支 払 金 額	円	円	円	円	円
	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

区 分		年度	年度	年度	年度	年度
8 月 期	支 払 金 額	円	円	円	円	円
	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
12 月 期	支 払 金 額	円	円	円	円	円
	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
4 月 期	支 払 金 額	円	円	円	円	円
	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・